



## [事務局からのお知らせ]

### ◎新入会員の紹介について

学会への入会は、定例理事会(年2回、5月・10月に開催)において審査・仮承認を経た後、評議会において正式に決定され、併せて初年度の会費納入を待って会員として承認されます。入会資格は、原則として、現在、大学・研究機関等で中国に関する研究に従事する者、あるいは中国の哲学・文学・語学及び中国に直接関連する諸領域を専攻する大学院の学生及びその修了者・単位取得退学者、とされています。

この基準に合致しない入会希望者を特に紹介される場合は、研究歴及び研究業績についてできる限り具体的な紹介状を添付してくださるようお願いいたします。必要に応じてさらに審査前に事務局から照会することもあります。

なお、外国人留学生会員は、正規の大学院修士課程及び博士課程の学生を対象としており、研究生は対象外となります。大学院課程修了または帰国等の理由で資格変更される場合は、速やかに事務局まで届け出るようお願いいたします。紹介者の方も助言の労をお取りくださるようお願いいたします。

近年、住所不明会員が急増しており、事務処理に支障をきたしております。紹介者に住所不明者の連絡先を確認させ

ていただくことがありますので、ご了承ください。

入会申込みは、日本中国学会HP (<http://wwwsoc.nii.ac.jp/ssj3/index.html>) にある書式をプリントアウトの上、学会本部(〒113-0034 東京都文京区湯島1-4-25 斯文会館内)宛にご郵送ください。なお、本年度5月分の申し込みは、5月14日(金)必着でお願いします。

### ◎会費納入について

会費未納の方は、至急ご送金願います。特に、昨年入会申し込みをされた場合は、会費納入が確認されるまでは正式会員として認められません。また、数年にわたって未納の方は、4年滞納になりますと除名になりますので、これらの方々はご注意ください。

(郵便振替口座：00160-9-89927)

### ◎『学会報』送付停止について

平成14年度会費未納の方には『学会報』をお送りしていません。会費納入が確認され次第、送付いたします。会費納入の際には、振替用紙通信欄に未受領の『学会報』号数をご記入ください。

# 上野本『王勃集』のことなど

理事長 興膳 宏

最近は、文献資料のデジタル・データベース化や、電子ブックの普及などで、書物という概念がずいぶん変容をきたしてきた。電器屋で辞書を買うなんて、以前は想像もつかなかつたことが当たり前のようになり、冊子本の辞書の売れ行きが極端に落ちてきたそうだ。そんな環境の中で暮らしていると、書物のこともつい利用の便のみで考えてしまいがちになるが、それは世代間の文化の伝達という見地からすると、かなり危うい面をはらんでいるのではないか。

まだ京都大学に在職しているころ、付属図書館に所蔵される重要文化財指定の古典籍の補修に関係したことがある。冊子立ての抄本で、虫損がはなはだしく、いますぐ補修の手を加えなければ、将来の保存が危ぶまれる状態だった。修復成って戻ってきた本を見て、すっかり面目を一新した姿に思わず感嘆の声を上げたが、一冊の修理費が五百万円と聞いて、もういちど嘆声を発した。予算が乏しいので、全二冊の典籍は二年かかりで補修を完了した。

いま、私は京都国立博物館に勤務しているので、文化財修理のことにも職務上の必要から関係する機会が多く、修理事業の内部を多少知るようになった。この博物館には一九八〇年に文化財保存修理所が設置されて、全国の重要な文化財の修理に当たっている。修理所には五つの工房が入って、絵画・書道・典籍・染織・彫刻などの修復作業がきめ細かく行なわれている。ここはいわば文化財の病院であり、運びこまれた患者の症状をいち早く正確に診断し、症状に応じた処置を施すという点では、病院の役割と何ら変わることろがない。

大学病院などの大きな病院では、時おり院長を始めとする医師団の回診というものがあるが、わが博物館

の修理所でも毎月一度、博物館の関係者が巡回を行なう恒例の行事がある。ただ、病院の場合と異なるのは、院長に相当する館長、つまりこの私がずぶの素人だということだ。ド素人の「院長」は、巡回のたびに、いろいろなことを教えられて、蒙を啓かれている。

修理の現場を見るたびに感嘆を新たにするのは、この仕事が気の遠くなるような忍耐を必要とすることだ。虫食いだらけの文書を修理する場合、まず料紙の紙質を科学的な方法で詳しく調査・分析して、そのデータをもとに特別に同質の補修紙を作成する。その際、料紙の強度に配慮しながら、補修紙との間にアンバランスが生じないよう十分注意する。補修作業にとりかかる前の準備段階で、すでにこれだけの手間をかけるのである。こうしていよいよ補填作業にとりかかるのだが、個別の穴に合わせて補修紙を整えるに際しては、紙の重なりあう部分を削って限りなく薄くし、料紙との一体感を高める。そのほかにも、糊の質、糊を溶かす水の量、裏打ち紙との関係など、種々微妙な問題があり、それらを総合的に判断して、具体的な処置を決めてゆくのである。人体の手術も複雑だが、文化財の修理もそれに劣らず複雑である。

さて、朝日新聞社主上野尚一氏の所蔵にかかる国宝唐抄本『王勃集』卷二十八が、さきごろ奈良国立博物館に新しく設けられた文化財保存修理所で、田畠徳一氏の主宰する工房において、めでたく修理を完了し、みごとな姿に生まれ変わった。『王勃集』は、周知の通り日本・中国を通じて数少ない唐抄本の一つであり、東京国立博物館に存する卷二十九・三十とともに国宝に指定されている。『王勃集』は、『旧唐書』経籍志・『新唐書』芸文志等によれば三十巻とされるが、宋の『郡齋讀書志』では二十巻として著録され、『四庫全



左から上野尚一氏、筆者、田畔徳一氏、一人おいて赤尾栄慶氏。

書』を始め近世以降の流布本でも、もっぱら二十巻の書として伝わっている。だから、我が国のみに存するこれらの残巻は、『王勃集』の古い形体を実証するものとして貴重である。

唐抄本『王勃集』巻二十八は、巻首に「墓誌下」と題され、すべて四首の墓誌から成っていたことが知られる。いま、そのうち第二の墓誌の本文を欠くが、墓誌三首が認められており、いずれも通行本未収の作品である。上野尚一氏の曾祖父に当たる有竹斎上野理一氏は、一九一〇年（明治四三年）に、この書の写真版複製巻子本を作成して好事の士に頒かたれ、それに内藤湖南が跋文を書いた。いま『内藤湖南全集』第十四巻（一九七六年、筑摩書房）の『宝左龕文』に収録される「上野氏藏唐鈔王勃集残巻跋文」がそれである。湖南の紹介によって、この天下の孤本は広く江湖に名を知られるようになった。一行が十六字から十八字ほどから成る端正な書は、初唐のころの書風を知る上でも貴重な資料を提供している。

『王勃集』の裏面には、平安時代の書写になる『大乗戒作法』が存している。いわゆる紙背文書であるが、実は『王勃集』を反故紙として『大乗戒作法』を写したのである。『王勃集』の継ぎ目に押された「興福伝法」の朱方印によって、もとは興福寺に伝わるものだったことが確実だから、元来は裏文書の方が表として利用されたはずだ。以前の修理の際に、裏打ち紙が施

されていたために、それが全貌を現わしたのは、今回の修理の過程が初めてである。高野山に蔵される『文館詞林』残巻を始めとして、こうした数少ない唐抄本はほとんどすべてといってよいほど、紙背に仏教関係の文書を有している。貴重な中国古典の古写本が今に伝承される裏の事情を、ここに改めて再認識させられた思いがある。

田畔氏のまとめられた保存修理報告書によつて、形体の上についても多少の説明を加えると、この巻子本は縦二五、三cm、横約三五〇cmで、七枚の紙を貼り継いでいる。紙質は雁皮に楮を配合した混合紙である。全巻にわたって虫食いによる欠損がはなはだしく、他にも折れや糊浮き、しみ、墨の滲みなどが随所に認めらる状態だった。病状としては、かなりの重症といえる。

この修理のむずかしい点は、『王勃集』だけでなく、紙背の『大乗戒作法』も含めて、当初の形に復元するよう仕上げる必要があることだった。調査の結果、料紙は新たに裏打ち紙を加えなくても、十分な強度を維持していることが分かり、表裏とも文字の判読に支障のないよう細心の注意を払いながら修理は進められた。長い伝統の中で練り上げられた手業と最新の科学的な手法との結合が、この困難な作業をみごとに成功にみちびいたのである。所蔵者上野氏によれば、準備段階を含めると、二〇〇〇年夏からまる三年間の歳月を要して、修復はようやく完成した。最後に上野氏の要請で、私が題字を揮毫し、全ての作業が終わったあと、昨年九月二十五日、京都国立博物館において、所蔵者への引き渡しが行なわれた。

みごとによみがえた『王勃集』を前にして、見るも氣の毒なほどやつれ果てた修復前の姿を思い浮かべつつ、私の感慨もまたひとしお深いものがあった。

（この一文を草するに当たって、所蔵者の上野尚一氏、修理を担当された田畔徳一氏、及び京都国立博物館保存修理室長の赤尾栄慶氏から資料の提供を受けた。ここに記して謝意を表する。）

# 人文学における共同研究と情報発信

湯浅 邦弘（大阪大学）

## 戦国楚簡の研究

「二正面作戦」と呼ぶにふさわしい状態が、ここ数年続いている。

一つは、戦国楚簡の共同研究である。戦国楚簡とは、1993年に中国湖北省荊門市郭店で発見された戦国時代の楚の竹簡（郭店楚簡）、および1994年に上海博物館が購得し現在公開が進められている楚簡（上海博物館藏戦国楚竹書）などの総称である。『周易』『礼記』『孝經』『老子』などの伝世文献とも密接な関係を持ち、中国古代思想史に再検討を迫る貴重な資料群である。

公開された竹簡は膨大な数にのぼり、内容も、儒家・道家・兵家など、多様な思想領域にわたる。しかもそれらは戦国時代の古文字によって筆記されている。独力での研究には自ずから限界があると言えよう。

そこで、構想されたのが共同研究である。出土資料研究や古文字学に実績のある研究者が長期的展望のもとに研究会を組織し、解読作業を共同で進めることとしたのである。

日本の研究機関では、研究所・センターなどの名



戦国楚簡研究会（大阪大学）

称により、共同研究班が恒常的に組織されている場合もある。また、科研費などの外部資金によって、短期集中的な共同研究が推進される場合もある。

しかし、組織の枠を越えた長期プロジェクトとして、こうした研究を継続するケースは少なく、実のところ、それには大きな負担がかかる。

それにも関わらず、こうした研究会が構想されたのは、楚簡という資料の特殊性もさることながら、漢文学・支那学の伝統の上に成り立つ日本の中国学が、新たな研究状況に対応できず、危険な状態にあると感じられたからである。中国・台湾では、これら新資料に対して、多くの優秀な若手研究者が積極的に研究を進め、また、次々と共同研究組織が形成されつつある。日本では、これとは対照的に、新資料への取り組みはにぶく、個人ベースの研究が中心となっている。

この研究会は、それぞれが多忙な職務の合間を縫って、平成10年から毎年5回程度の研究会を、大阪・松江・東京などで開催し、竹簡の読解と研究論文の執筆を進めている。個別論著を除く共同研究全体の成果として、すでに『新出土資料と中国思想史』（『中国研究集刊』別冊特集号、2003年6月）、『戦国楚系文字資料の研究』（科研報告書、2004年3月）などを刊行した。

## 懐徳堂の研究

次に、大阪大学中国哲学研究室が直面しているもう一つの研究が「懐徳堂」である。1724年に大阪に開学した学問所懐徳堂については、関係資料約5万点が、現在、大阪大学附属図書館に「懐徳堂文庫」として収蔵され、資料の整理・研究、電子情報化な

どの事業が、国立大学の法人化という事情もあって、急速な勢いで進められている。平成13年には、CGによる旧学舎の復元や貴重資料データベースの制作などが行われ、翌年には、『懐徳堂文庫図書目録』全頁を電子化した「懐徳堂文庫電子図書目録」がインターネットでの公開を始めた。さらに平成16年初頭には、これまでの関係デジタルコンテンツを統合し、総合研究サイト「WEB懐徳堂（<http://kaitokudo.jp/>）」として公開した。

この懐徳堂事業も、実は、学内外の多くの関係者による協力と共同研究によって推進されたものである。加えて、この研究は、インターネットやEメールを最大限に活用し、常に情報を共有・公開しながら進められた。

その結果、予想を越えた思わぬ研究の進展が生ま



WEB懐徳堂トップページ (<http://kaitokudo.jp/>)



懐徳堂文庫電子図書目録

れた。それは新資料の発見や関係者からの資料提供である。こちらが積極的に情報を公開した結果、これまで知られることのなかった貴重資料の提供や発見が相次いだのである。

具体例を二つだけあげよう。今から200年前の懐徳堂の学者中井竹山が奈良の墨の老舗「古梅園」に発注した際の墨型が平成15年秋に発見された。そこに記された漢文を解読した結果、江戸時代の寛政の改革に、実は懐徳堂が大きな役割を果たしていたこと、また、その自負を背景に、懐徳堂が日本の学術文化の発展に積極的に寄与しようとしていたこと、江戸・大坂・奈良をむすぶ知のネットワークが想像以上に緊密であったこと、などが明らかになった。

また、昭和20年3月の空襲で焼失した懐徳堂学舎については、関係者からの貴重な写真の提供があった。それにより、これまでほとんど知られることのなかった堂内の様子が判明し、また、当時の文部大臣や満州国総理が来堂するなど、大正・昭和初期において懐徳堂が日本を代表する知の拠点であったことが、改めて複数の写真から実証されたのである。

共同研究の成果がインターネットを通じて公開され、それが新たな発見や研究の進展につながる。これは、暗い研究室の中に閉じこもっていては、決して得られなかつた貴重な体験であろう。

平成14年秋には、大阪市内の高校からの要請で、懐徳堂デジタルコンテンツを活用した授業を2年生38名に対しておこなった。高校生の反応はそのまま鏡となって、私を映し出すこととなった。

広く社会にとって、我々の古典研究はどのような意義を持つのか、また、どのような努力をしていくべきなのか。鏡はそのような問いを発していた。



大阪市立扇町高校での懐徳堂の授業

# 中国学の情報化と漢字文献情報処理研究会

二階堂善弘（関西大学）

## 情報化社会と中国学

後世、21世紀初頭の一番の特色を問われたら、おそらく「情報化社会の確立」ということになるのではないか。それほど、1990年代からの情報技術の発展とその一般化の流れは社会を大きく変化させたと言える。

いまやビジネス・教育を問わず、ほとんどの分野でIT化が進み、社会の至るところに情報機器は浸透している。職場の風景を見ても、人々は書類ではなく、パソコンのディスプレイに向かって仕事をするようになっている。

また学術情報を含むあらゆる情報は、インターネットを通じて得るのが当たり前になった。理系の一部分野などでは、ネット上に論文を発表していない研究者は、「研究していない」と見なされるほどに、インターネットが重視されている。

このような変化は当然のことながら、中国学の研究・教育現場にも大きな影響を与えている。台湾中央研究院の提供する『二十五史』などの電子データを提供するサイトを使いこなすことは、すでに日常的に行われているし、書同文作成の『四部叢刊』や『四庫全書』などの数億字規模のデータベースは、研究に不可欠な資料となっている。また、業績の発表についても、インターネットを通じて行うことは、中国学のみならず、他分野でも一般的になりつつある。今後も、よりいっそうの情報化と、他分野との融合・発展が、中国学を含めた人文科学全体に求められていくであろう。

## 漢情研の成立とその背景

漢字文献情報処理研究会（JAET、以下「漢情研」と略）を設立したメンバーの多くは、いまだデータベースなどほとんど無く、またインターネット自体が未発達であった時期から、今日の状況を予測し、行動してきた。とはいえ、ここまで急速な情報技術の一般化は予想以上だった面もある。

まず漢情研設立の経緯についてみたい。

1990年代前半、パソコンは非力でありながら高価で、また通信手段は専用回線か、パソコン通信くらいしかなかった。何よりもパソコンで扱える漢字は、せいぜいJISコードに含まれる6千字程度であり、漢籍を扱うには圧倒的に少なかった。また中国語を表記するためのワープロの技術はほとんど発展していなかった。

大型電算機を使用できるような大きな組織では、多大なる研究資源の蓄積があったが、それを他の機関の者が利用するには、コスト面など、多くの壁が存在した。

この時期に、パソコン新しい道具を研究に役立てようとする若手の研究者が、コンピュータでどうやって漢字を処理したらよいか、或いは多言語処理やデータベースなど海外の動向はどうか、といった情報交換と議論を、パソコン通信（主にニフティサーブ）の会議室上で細々と行っていた。これが漢情研の母体である。ここに集まったメンバーのうち、中国学を専攻する者はむしろ少なく、国文学や仏教学など、別の分野の若手研究者が多かった。このような性格は、その後の漢情研にもそのまま引き継がれ

ている。

その後インターネットが発達し、海外のデータが直接流入するようになり、またOSやソフトウェアの発展により、中国語を含めた多言語データがパソコンでも扱えるようになった。ただその当時、まだソフトウェアの使いこなしにはかなりの知識と技術が要求され、一般化にはほど遠い状態であった。もともとパソコンは欧米で開発されたため、漢字のような文字を扱うには、技術的にかなりの困難があったのだ。また当時は、提供されるデータも、『論語』や『孟子』などの流布本の電子テキスト程度のものにすぎなかった。

そのような状況の中、95年に花園大学国際禪学研究所から出された「禪ベースCD1」の衝撃は大きかった。このCD-ROMには多くの仏典の信頼性の高いテキストデータや、多漢字を扱うためのツールが収録されていたが、豊富な内容にもかかわらず、きわめて安価に提供された。そして翌年には、台湾の中央研究院が『二十五史』や先秦諸子のデータベースをインターネット上に開放した。これにより、信頼性の高い膨大な電子データが、ネットに接続している者であれば「誰にでも」使えるようになったのだ。この開放の意義は大きかった。

そして、WindowsやMac OSなどのUnicodeの対応が進み、幾つかの言語を混在することは比較的容易になった。また扱える漢字の数も、約2万字に増えた。

このような動きを受けて、97年から98年にかけて、ニフティの会議室に集まったメンバーを中心になり、制約の多いパソコン通信から、より自由なインターネット上に活動の場を移し、バーチャル研究会を発足させることとなった。いったんは「中国語情報処理」の研究会として発足したもの、会員に様々な分野の者が存在したため、これを改め、中国語に限定されない「漢字文献」という名称に変え、再発足

した。

### 漢情研の性格と活動

当初漢情研は、大学院生や助手・講師といった若手東洋学研究者の数名の集まりにすぎなかった。しかしその後、徐々に会員は増えて100名を超え、ネット上に設置された会の掲示板において活発な議論が行われるようになった。また会員は研究者に限定されず、コンピュータ関連のビジネスに携わる者も多かった。事実、漢字情報処理はすぐれて「先端的な研究」であり、東洋学や情報処理に限らず、行政処理や図書館実務にまで影響が及ぶものであった。そのため、意図するとせざるとにかかわらず、様々なコラボレーションが行われることにもなった。

しかし、漢情研がまず会として取り組んだのは、何と言っても東洋学の情報化の現状を広く知らせ、多くの研究者の意識の変革を促すことであった。何故なら、当時はコンピュータに対する無理解や誤解が多く、害悪視する者すら存在するような状況であったからだ。また海外の研究に比べて、人文系の情報化への取り組みは明らかに遅れていた。会ではこのような動きを、冗談交じりに「攘夷運動」と称していたこともあった。

98年に会の幾人かのメンバーが中心になり、好文出版から『電腦中国学』を出版したのは、なるべく多くの研究者や周辺分野に関わる人々に、最新の技術と動向を知って欲しい、というのが主な動機であった。もっともこの書は、会のスタンスが定まらぬまま、実用書なのか研究向けなのか、曖昧な性格を併せ持ったまま出版されてしまった。とはいっても、いささかの好評を博し得たようで、部数を重ね、多くの反響もいただいた。

続けて、2000年には、国文学に関わるメンバーが中心となって『電腦国文学』を出版した。さらに、スタンスを明確にし、全面的に内容を見直した『電

『脑中国学II』を2001年に出版した。この書はマニュアルとしての機能が重視されている。研究論文については、会誌として『漢字文献情報処理研究』を発行し、こちらに掲載することにした。2000年から毎年発行を続け、2003年には第4号を出している。なお当誌については、編集段階から日本中国語CAI研究会のご協力をいただいている。

主にバーチャル研究会の活動を中心とする漢情研であるが、上記のような出版活動の他、実際に顔を合わせての活動も重視している。1998年に第1回の研究大会を早稲田大学で開催してより、99年には駒沢大、2000年には法政大と、ほぼ毎年12月に研究会を開催してきた。また、夏には夏期講座として、漢字文献処理とその周辺に関わる問題について講師を招く形で学習会を行っている。2003年夏期講座では、法律学の講師を招いて電子資料の著作権に関する問題を検討した。

さらに掲示板での議論やニュースを伝えるために、半月に1度メールマガジンの発行を行っている。このメールマガジンは、会員以外の者でも無料で購読が可能である。これらの情報については、漢情研のホームページ (<http://jaet.gr.jp/>) を参照して欲しい。

## 展望と課題

情報技術の進歩は進み、いまやWindowsなどでは、ごく当たり前に中国語と日本語の混在ができるようになった。何のソフト上の工夫もいらず、買ってきていた瞬間に多言語が使えるようになっている。たかだか10年くらいのことなのに、かつて多大な労苦を経験した者にとっては、隔世の感がある。

またパソコンで使用できる漢字数は、Unicodeが拡張され、約9万字になった。漢籍データベースも、もはや億字単位のものが続々と出現している。論文なども、インターネットで発表するのが当たり前になった。今後もこの流れは続くであろう。

かつてはコンピュータに対しては、これを神聖視するものがあり、また害悪視するものがあり、反応が極端に分かれた。「中庸」とは実に難しいものだと思ったものである。ただいざれにせよ、それは主に情報化に対する無理解に起因するものであった。さすがに政府が「IT化」を声高に叫ぶ時代、これを敵視するものは少なくなったが、無理解、ということでは、状況はあまり変わってないような気もする。

コンピュータは「魔法の箱」ではないし、「パンドラの箱」でもない。それは「普通の道具」にすぎない。むろん「比類無き力」を發揮する道具ではあるが、必要以上に恐れるものではない。教育や研究の現場において、この便利な道具を活用しない手はないのである。

それにしても、中国学における情報化は、他分野に比して立ち遅れているのは確かである。仏教学においては、日本印度学仏教学会が早くから情報化に取り組み、論文データベース（INBUDS）や『大正大藏經』データベース（SAT）などの充実を図ってきた。また国文学においては、国文学研究資料館があり、大型電算機の時代から電子化を組織的に行ってきた。

このような規模の組織的な動きがほとんど行われていないところに、中国学の不幸がある。漢情研の活動は、あくまで小さな研究会レベルのものにすぎない。それは核になりうるものではあっても、大きなものとはなりえないのだ。今後は、学会レベルの組織的な、かつ大規模な動きを伴った情報化が期待される。さもなくば日本の中国学の存在意義が疑われかねない。

# 東京都の大学改革

南雲 智（東京都立大学）

2003年8月29日のことだった。

新宿の都庁第1庁舎11階にある大学管理本部長室は、管理本部の係長以上のおもだつた幹部職員十数名と各大学の事務局長四人が陪席していることも忘れるほど、不気味に静まりかえっていた。ただ本部長の低く抑えた、しかしそこにいる者達すべてを威圧するような声だけが響き、誰もが息を呑むようにしてその声を聞いていた。

今日集まつてもらったのは、今後の改革の方向を理解してもらい、協力を得たいからである。都知事が8月1日の記者会見で都立の4大学を廃止し、新たな都の大学を創設することを発表したのを受けて、本格的に新大学構想を練るつもりである。

管理本部長の話の切り出しはおよそこののような内容だった。

これより1カ月ほど前の8月1日、石原都知事は記者会見で、極めて唐突にこれまでの学部構成を廃止して都市教養学部、都市環境学部、システムデザイン学部、保健科学部を設け、さらに全寮制の導入、単位互換制度など結ばずに専門学校や他大学で履修した科目を認定する「単位バンク」なる単位制度の採用など、衝撃的な発表をおこなっていた。これは新大学としては骨格が決まっていた人文、法学、経済、理学、工学、保健科学の六学部とその上に大学院を乗せるほか、法科大学院、ビジネススクールを新設、四大学で860余人の教員定数をおよそ350人削減し、スリム化を図るというそれまで2年上にわたって検討を続けてきた「東京都大学改革大綱」の完全破棄を意味していたのである。

管理本部長は、さらにこう続けたのだった。

今後は教学準備委員会と経営準備室委員会を設置し、教学準備委員会は西澤潤一岩手県立大学学長を座長として外部有識者と学内委員で構成する。新しい大学の詳細設計はこの教学準備委員会がおこなう。学内からの委員には基本構想に積極的に賛同し、かつ旧大学の資源に精通した先生方に就任してもらう。したがって基本構想に賛同しない先生方とは新大学についての検討をしない。

こういうことだったのである。私を含めて都立大学の学部長、研究科長5人が大学管理本部長に呼び出されたのは、要するにべべ言わずに、黙って言われたとおりの大学改革に協力せよと言い渡すことが目的だったのだ。

しかし「基本構想に積極的に賛同」するか否か、その内容もわかっていないのではないか。「旧大学の資源に精通した」とはなんという物言いなのか。我々は資源に過ぎないのか。こんな私の内心のつぶやきを見透かすように、

積極的に賛同して詳細設計に参加してもよいという先生を推薦しても構わない。教学準備委員会にはあくまで個人として参加してもらう。

と管理本部長は言ったのだった。

事態は容易ならざる所に来ていた。今後の新大学の検討は短時日の間に密室で、しかも賛同しない者を排除して推し進めることを管理本部長は明確にしていたからである。一気に形を整えてしまおうとする意図のもと、石原知事の代理人はまさに踏み絵を突きつけたといえるだろう。そして9月5日に第1回目の教学準備委員会の開催を予定しているので、出欠の返事を今、ここで聞かせよと迫ってきたのだった。

科学技術大学学長、保健科学大学学長はその場で新構想に賛同し、出席する旨をあっさり表明。私を含めた都立大学の5学部長、研究科長は、事前の打ち合わせではとりあえず今日のところは話を持ち帰ることになっていた……はずだった。

そのため私は、個人の資格でこの教学準備委員会に参加するつもりはないこと。新構想に積極的賛同はできないこと。しかし内容がわからないので、教学準備委員会に出席するか否かは学部に持ち帰り、教授会で検討する。したがって返事を保留すると答えたのだった。その時は当然、他の学部長、研究科長も同様の発言をするものと私は思っていた。ところが、4人の返事は多少のニュアンスの違いはあれ、全員が教学準備委員会に参加するというものだったのである。「約束が違うではないか」これが私の偽らざる想いだった。

新大学構想に積極的に賛同できないという人文学部

には委員会の案内を出さない。ただし会議は予定通り、9月5日に聞く旨がその場で伝えられたのだった。

以上が、私が大学改革に関する石原流トップダウン方式をさまざまと見せつけられた当日の出来事を、やや実録風に記したものである。

こうした手法は、まもなくすべての教員にも押しつけ始められた。2003年9月25日、「新大学構想に積極的に賛同する。検討内容は口外しない」ことを誓約する「同意書」の提出を求めるという愚挙に大学管理本部が出たからである。この脅しに屈して全教員が提出してしまった学部も現れた。だが人文学部と理学部は学部全体一致して提出を拒否（その後この同意書について、都側は大学の抵抗の前にうやむやのまま放置することになった）。学生、院生からは「これまでの教育・研究環境を守るためにも絶対に屈するな」という声が次第に大きくなっていた。またマスコミ関係の動きが次第に活発化していった。しかも徐々にではあるが、大学管理本部の公式発表を鵜呑みにしていた新聞社までが我々の声に真摯に耳を傾けるようになっていった。さらに我々が勇気づけられたのは「都立大学を守れ、人文学部を守れ」という外部の方々や人文関係の学会や団体からの心暖かな支援の輪が広がっていったことだった。

私自身もマスコミを通して都立大学の現状を何度も訴えることもした。例えば次に引用するのは『東京新聞』（『中日新聞』）2003年12月16日夕刊「文化欄」に掲載した一部分である。

「なかでも「都市教養学部」はその名称からして異様であるとともに、教師や学ぶ者をあまりに無視した乱暴きわまりないシロモノだった。

しかも石原知事は記者会見の席上“新しい大学構想がいやな先生には辞めてもらえばいい”と発言し、“まつとうな協議”態勢を否定しさったのである。

知事が発表した新大学構想は驚くべきものだった。  
1) 都市環境の向上、2) ダイナミックな産業構造を持つ高度な知的社会の構築、3) 活力ある長寿社会の実現、この三点をキーワードに大都市の現場に立脚した教育研究をおこなうというのである。驚いた理由は、これらの項目は行政が目標に設定し、実現に向けて努力するものにほかならず、大学を行政の単なる下請け機関としてしか認識していないことをいみじくも示していたからである。私が他のところで、都立の新大学は“職業訓練学校”と言ったのはそのためだった。」

驚くのはこの学問的にも教育的にも理念が欠落した大学構想だけではない。都立大学人文学部には専攻と

して国文学、中国文学、英文学、独文学、仏文学の5分野が設置されており、さらにそれぞれの領域の語学研究や教育が積み重ねられ、日本の各分野の学会や、文化界に大きな実績を残してきた。東京都はこれらをすべて廃止し、しかも併置されている哲学、史学専攻の教員定数までも設置基準ぎりぎりにまで削減するというのである。

およそ大学がなぜ存在するのか、なぜ「文化」を学ぶのか、なぜ「教養」を身につける必要があるのかなど少しでも認識していれば、現在ほど国際化、情報化が進む日本では大学における文化、教養教育の充実こそ図られても、縮小や廃止などあり得ないはずである。

このような東京都の大学改革に危機感を抱くのは、単に東京都立大学という一大学での研究・教育環境の破壊にとどまらず、小泉政権による構造改革論議が経済効率優先政策にほかならず、国公立大学の独立法人化の実施がそれを証明しているからである。

大学での研究・教育は経済効率を優先させて“儲け”をもくろむ営利事業ではない。例えば我々に関係する文学や哲学そして語学には長い歴史の積み重ねがあり、それらを理解するには専門的研鑽が必要である。大学の教員はその蓄積を活用し、新しい発見や見解を見いだし、次の世代にそれを伝え、さらなる発展を託す使命を担っているのである。

このような大学の真の使命を理解せず、受験産業の河合塾に教育課程の設計を丸投げするような設置者の姿勢に追随する大学の出現を恐れる。さらには東京都の大学教員との協議を排除した問答無用の上意下達方式が全国の大学に波及していくことも恐れる。

その意味でも、私たちは石原流大学改革に異議申し立てを続けていかなければならないだろう。人文学部としてはこれまで築いてきた財産を守りうる研究、教育水準を維持できるよう努力しなければならないし、またそれが学外から応援して下さっている方々への恩返しだと考えている。

〈付記〉 設置者から一方的に行われている都立大学の改革の現状にご理解いただくため、興膳宏理事長から特別なお取りはからいをいただき、本稿を「学会便り」に掲載させていただきました。学会会員の皆様にも都立大学の実情を人文学の危機としてお考えいただければ幸いです。

# 2003年度論文審査委員会報告

委員長 篠 文生

## I. 「日本中国学会報」第56集応募論文の審査について

2004年1月20日締切りの応募論文は、32篇(哲学・思想部門8、文学・語学部門22、両部門にまたがるもの2)であった。第55集では39篇、第54集では31篇だったことを考えると、今回が特に少なかったわけではないが、今後とも少壯氣鋭の会員、特に哲学・思想部門の積極的な応募を期待したい。そのためにも若手会員の育成に当っておられる各大学や研究機関の指導助言をお願いする。

2月1日に在京委員を中心に第2回委員会を開催し、応募論文1篇につき、査読者3名、閲読委員1名を決定した。査読者は、論文審査委員を除く評議員に、テーマによってはその一部を一般会員に委嘱し、閲読委員は論文審査委員から担当者を決めた。また依頼論文4篇についても、それぞれ閲読委員1名を決定した。

3月28日、第3回委員会を開催し、査読者による審査結果をもとに、16篇の掲載論文を決定、修正を要する論文については、査読者から出された意見を、閲読委員がまとめて各執筆者に通知し、執筆者はそれをもとに修正した原稿を、5月末日までに編集当番校である広島大学富永一登理事宛、郵送する。ま

た依頼論文についても、閲読委員の閲読を経た後、同じく5月末日までに編集当番校宛郵送する。

なお、不採用になった16篇の執筆者には、その結果のみを通知する。

## II. 「日本中国学会報」第57集依頼論文執筆候補者について

「日本中国学会報」第57集依頼論文執筆候補者として、哲学・思想部門、文学・語学部門から、それぞれ評議員1名、一般会員1名を選び、5月開催予定の理事会に推薦することとした。

## III. 日本中国学会賞の選定について

「日本中国学会報」第55集を対象とする日本中国学会賞については、全評議員にその推薦を依頼し、その結果に基づいて受賞者を選定、5月開催予定の理事会に報告することとした。ただ推薦の締切りが1月20日で、年度末の多忙な時期と重なっていることもあって、回答者が極めて少ないのが現状である。かといって推薦時期を変更することは手続き的に難しいことを考えると、今後は選定方法の変更を余儀なくされる可能性があることを指摘しておきたい。

## 研究推進・国際交流委員会

委員長 中嶋 隆藏

日本中国学会から松岡榮志氏を国際電気標準会議(ISO/IEC JTC1 SC2/WG2/IRG)へ派遣する予定であったが、会議のスケジュール変更に伴い、日程の調整がつかず、参加を断念したということで派遣費用が学会に返還された。

## [選挙管理委員会]

委員長 丸尾 常喜

### (1) 定年規定にもとづく評議員の一部交替

「日本中国学会会則」第13条第3項、第4項の定める役員の定年規定により、下記の2名の評議員が平成16年3月31日を以て任期を終了され、平成15年に実施された評議員選挙の結果にもとづいて2名の会員が評議員に繰上げ当選されました。後任の評議員の任期は平成16年4月1日より平成17年3月31日までの1年となります（敬称略）。

#### ①退任の評議員

今鷹 真、 大島正二

#### ②後任の評議員

大島 見、 坂田 新

### (2) 平成17・18年度役員選挙日程（予定）

昨年10月4日開催の第1回委員会および今年3月16日開催の第2回委員会において平成17・18年度役員選挙の日程（案）を次のとおり定めました。日程（案）は5月の理事会において正式に決定されますので、そこで若干の変更が加えられることがあるかもしれません、予定としてお知らせいたします。

#### ①評議員選挙

6月6日(日) 投票用紙発送

6月30日(水) 投票締切(当日消印有効)

7月4日(日) 開票

#### ②理事長選挙

8月29日(日) 投票用紙発送

9月8日(水) 投票締切(当日消印有効)

9月12日(日) 開票

#### 監事選挙

10月8日(金) 投票、即時開票

### (3) 評議員選挙について

評議員の選挙で投票総数が300前後という低投票率がつづいています。会員の意思をよりよく学会運営に活かしていくために、多数の会員がすすんで投票されるようつよく要望します。

また「選挙規約」第1条第1項には、評議員（規定数50名）の中には、「北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州の各地区の会員2名を含むこととし、上位50名の中に当該地区選出者が2名に満たない時には、当該地区会員の最高得票者と次点者とを順次評議員に加える。また女性の評議員会参加を促進するため、しばらくの間女性会員最高得票者から第5位得票者まで5名を評議員に加える」という地域、女性特別規定がありますので、投票に当って十分に配慮されますよう御注意ください。



## [将来計画特別委員会]

池田 知久

### 2003年度第2回委員会議事要録

日 時：2003年10月4日(土) 12:00~13:00  
場 所：筑波大学  
出席者：池田知久、堀池信夫、佐藤鍊太郎、野間文史、向嶋成美、大上正美、宮本 徹

#### 議題

##### 審議事項

###### (1) 議事要録の承認

2003年度第1回将来計画特別委員会議事要録案が提示され、承認された。

###### (2) 会則改正案の検討

委員長より、前日に開催された理事会並びに評議員会において趣旨説明を行い、大綱が了承された旨報告があった。但し以下の数点については異論が提出されたため、引き続き検討していくこととした。

1. 第4条（外国籍会員の取り扱い）
2. 第10条（評議員数について）
3. 第17条（会則変更について）
4. 委員会規約第3条g項（外国文要旨の作成）の細部について
5. 委員会規約第6条（データベース管理委員会）並びに第7項（ホームページ管理委員会）の細則について

また委員長より本議題に係る今後のスケジュールについて提示があり、以下の通り了承された。

1. 『日本中国学会便り』2003年第2号(12月20日発行)において『日本中国学会会則』の改正案（第2次案）につい

て」を公開し、全会員より意見を募ることとする。その方法は郵送・FAX・電子メールによることとし、そのためのアドレス (kaisokukaisei@hotmail.com) を開設する。なお募集期限は2004年2月29日までとする。

2. 2004年3月20日に本委員会今年度第三回委員会を開催する。
3. 2004年度大会時の評議員会で本改正会則を採択し、同年中に全会員投票にかける。
4. 2005年4月1日を以て改正会則を施行する。

###### (3) 選挙規約改正案の検討

委員長より、前日に開催された理事会並びに評議員会において趣旨説明を行い、出席者より以下の意見が表明された旨報告があった。

・各地区の評議員数を現行の最低2名から4名に引き上げると少数同票者が並ぶことになってしまい、実際の選出には困難が生じる。

これについては引き続き検討を加えることとした。

###### (4) 漢文教育学会からの申し入れについて

漢文教育学会より申し入れのあった高等学校における漢文教育の充実に対する本学会としての取り組みについて、今後引き続き検討していくこととした。

# 2003年度第3回委員会議事要録

日 時：2004年3月20日（祝） 13:00～16:00  
場 所：学士会館本館  
出席者：池田知久、堀池信夫、久保田知敏、佐藤鍊太郎、渡部英喜、大上正美、宮本徹

## 議題

### 審議事項

#### （1）議事要録の承認

2003年度第2回将来計画特別委員会議事要録案が提示され、承認された。

#### （2）会則改正案の検討

懸案の会則改正について、以下の三点について委員間で合意を得るに至った。

##### （一）周知期間の延長

学会運営の根本たる会則の改正については会員相互の間にさらなる議論を喚起する必要があるとの観点から、前回委員会で承認された日程表を繰り下げ、十分な周知期間を設けることで委員間の認識は一致した。委員会では一応このような決定を見たが、ただ今後の取り扱いをどうするかは、なお各方面と検討中である。

##### （二）重点項目についての解説文の作成

前項と関連しその具体的方策として、改正案

の重点項目について解説文を作成し、これを『日本中国学会便り』に掲載する（2004年度第2号を予定）ことによって会員相互の議論に資することとした。

#### （三）第2次改正案の再検討

会則改正の第2次案（『学会便り』2003年度第2号掲載）に対しても一度逐条審理を行い、以下の諸点についてさらなる変更を加えることとした（以下は第2次案からの変更点）。

1. 第3条第3項「海外における中国学術団体との交流」を「海外の学術団体との交流」に改める。

2. 第9条第1項「通常会員・国外会員は本会定期刊行物の頒布を受け大会等に出席し、また会誌およびその他において研究を発表することができる。」を「通常会員・国外会員は本会定期刊行物の頒布を受け、大会等に出席することができる。また学会機関誌および大会等において研究を発表することができる。」に改める。

3. 第16条「受けねばならない」を「受けなければならない」に改める。

## 日本中国学会会則改正案（第3次案）

改正案	現行会則
第1条 <u>〔名称〕</u> 本会は日本中国学会と称する。	第1条 本会は日本中国学会と称する。
第2条 <u>〔目的〕</u> 本会は中国に関する学術的研究と普及および会員相互の親睦を図ることを目的とする。	第2条 本会は中国に関する学術的研究及び会員相互の親睦を計ることを目的とする。
第3条 <u>〔事業〕</u> 本会はその目的を達すために次の事業を行う。	第3条 本会はその目的を達すために次の事業を行う
1. 毎年1回学術大会の開催	1. 每年1回学術大会の開催
2. 学会機関誌およびその他刊行物の発行	2. 学会機関誌及びその他刊行物の発行
3. 海外の学術団体との交流	3. 海外における中国学術団体との交流
4. 会員の研究に対する援助	4. 会員の研究に対する援助
5. 学術の啓蒙と普及	5. その他必要な事項
6. その他必要な事項	
第4条 <u>〔会員の名義〕</u> 本会の会員は次の <u>6種</u> とする。	第4条 本会の会員は次の <u>7種</u> とする
1. 通常会員	1. 通常会員
普通会員と特別会員がある。	普通会員と特別会員がある。
特別会員とは会員歴30年以上で前年度内において満80歳に達したもの。	特別会員とは会員歴30年以上で前年度内において満80歳に達したもの。
2. 賛助会員	2. 賛助会員
3. 国外会員	3. 外国人居留学生会員
4. 客員会員	4. 国外会員
5. 常会員	5. 常会員
	6. 常会員

#### 第5条 会員の定義)

- 通常会員は斯学を攻究するものとする。
- 賛助会員は斯学を贊助するものとする。

③、国外会員は国外に定住して斯学を攻究するものとする。ただし一時的な在住の場合は含まない。

④、客員会員は本会が招聘する、学術上の功績が顕著なものとする。

⑤、準会員は斯学に関係ある大学・研究機関とする。

#### 第6条 (会員)

- 客員会員を除き会員の入会は通常会員または国外会員1名の紹介により理事会において審議・決定し評議員会の承認を得る。
- 客員会員の推薦については別に定める。

#### 第7条 (会費) 本会の会費は会費・寄付金ほかその他収入をこれに充てる。

#### 第8条 (会費)

- 会員は下記会費を年度始めに納入するものとする。
- ただし顧問・客員会員および特別会員はこれを免除する。

通常会員

普通会員 7,000円

賛助会員

111(10,000円)以上

国外会員

7,000円

準会員

7,000円

#### 第9条 (会員の権利)

- 通常会員・国外会員は本会定期刊行物の頒布を受け、大会等に出席することができる。また学会誌発表および会員等において研究を発表することができる。
- 賛助会員・準会員は本会定期刊行物の頒布を受けることができる。
- 客員会員は本会定期刊行物の寄贈を受ける。

#### 第10条 (役員) 本会は次の役員を置く。

- 理事长 1名
- 副理事长 2名
- 理事 若干名
- 監事 若干名
- 評議員 60名
- 顧問 若干名
- 幹事 若干名
- 各種委員会委員 若干名

#### 第11条 (役員の選出・委嘱)

- 評議員は通常会員の互選による。
- 理事长は評議員の互選による。
- 副理事长および理事は評議員の中から理事长が委嘱し、評議員会の承認を得る。
- 監事は理事长および理事を除く評議員の互選による。
- 顧問は評議員会の定めるところにより評議員会が推薦する。
- 幹事は各種委員会委員は理事长の委嘱による。

#### 第12条 (役員の職掌)

- 理事长は本会を代表して理事会を組織し会務を統べる。
- 副理事长は理事长を補佐し、理事长に事故ある時は副理事长がその任を代行する。
- 理事は理事长の委嘱を受けて理事会を構成し、会務を掌る。
- 監事は監事會を構成し、経理を監査する。ただし、監事會については別に定める。
- 評議員は評議員会を構成し、理事会による本会の運営について審議・決定・委任する。ただし、評議員会については別に定める。
- 顧問は隨時理事長の諮問に応ずる。
- 幹事は会務を処理する。
- 各種委員会委員は会員に限られ、理事会の委嘱を受けて各種委員会を構成し、会務を立案執行する。ただし、委員会および委員については別に定める。

#### 第13条 (役員の任期)

- 役員(顧問を除く)の任期は二年とし兼任することができる。
- ただし、理事长は連続三任はできない。
- 役員(顧問を除く)は満70歳を超えて在任できない。
- ただし、年度の途中で満70歳に達した役員は当該年度末日まで在任するものとする。
- 顧問の任期は終身とする。

#### 第14条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年1月に始まり翌年3月に終わる。

#### 第15条 (臨時評議員会の開催) 全会員数の100分の5以上が評議員会を開催を要求した場合、理事长は隨時評議員会を開催しなければならない。

#### 第16条 (会員総会) 理事会は会員総会を年に一回開催して会員に会務を報告すると共に、会員の自由な提案を受けなければならぬ。

#### 第17条 (会則変更) 本会則の変更是理事会の議を経て、評議員会において全評議員の三分の二以上の賛成をもって決定する。

#### 第5条

- 通常会員は斯学を攻究するものとする
- 賛助会員は斯学を贊助するものとする
- 外国人留学生会員は外国籍であつて日本の大学院の学生であるものとする
- 国外会員は国外に定住して斯学を攻究するものとする。ただし一時的な在住の場合は含まない
- 客員会員は本会が招聘する、学術上の功績が顕著なものとする
- 準会員は斯学に関係ある大学・研究機関とする

#### 第6条

- 客員会員を除き会員の入会は通常会員または国外会員1名の紹介により理事会において審議・決定し評議員会の承認を得る。
- 客員会員の推薦については別に定める。

#### 第7条 (会費) 本会の会費は会費・寄付金及びその他の収入をこれに充てる。

#### 第8条

- 会員は下記会費を年度始めに納入するものとする
- ただし顧問・客員会員及び特別会員はこれを免除する。

通常会員

7,000円

賛助会員(原則的には法人)

111(10,000円)以上

外国人留学生会員 5,000円

国外会員 7,000円

準会員 7,000円

#### 第9条

- 通常会員・外国人留学生会員・国外会員は本会定期刊行物の頒布を受け集会に出席。また会誌及びその他において研究を発表することができる
- 賛助会員・準会員は本会定期刊行物の頒布を受けることができる
- 客員会員は本会定期刊行物の寄贈を受ける

#### 第10条 (役員) 本会は次の役員を置く。

- 理事长 1名
- 副理事长 2名
- 理事 若干名(ただし10名を越えない)
- 監事 若干名
- 評議員 若干名
- 顧問 若干名
- 幹事 若干名
- 各種委員会委員 若干名

#### 第11条

- 評議員は通常会員の互選による
- 理事长は評議員の互選による
- 副理事长及び理事は評議員会の承認を得て評議員の中から理事长が委嘱する
- 監事は理事长及び理事を除く評議員の互選による
- 顧問は評議員会の定めにより評議員会が推薦する
- 幹事及び各種委員は理事长の委嘱による

#### 第12条

- 理事长は本会を代表して理事会を組織し会務を統べる
- 副理事长は理事长を補佐し、理事长に事故ある時は副理事长がその任を代行する
- 理事は理事长の委嘱を受けて理事会を構成し、会務を掌る
- 監事は監事會を構成し経理を監査する。ただし監事會については別に定める
- 評議員は評議員会を構成し、理事会による本会の運営について審議・決定・委任する。ただし評議員会については別に定める
- 顧問は随时理事長の諮問に応ずる
- 幹事は会務を処理する
- 各種委員は会員に限られ、理事会の委嘱を受けて各種委員会を構成し、会務を立案執行する。ただし委員会および委員については別に定める

#### 第13条

- 役員(顧問を除く)の任期は二年とし兼任することができる
- ただし、理事长は連続三任はできない。
- 役員(顧問を除く)は満70歳を超えて在任できない。
- ただし、年度の途中で満70歳に達した役員は当該年度末日まで在任するものとする。
- 顧問の任期は終身とする。

#### 第14条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年1月に始まり翌年3月に終わる。

#### 第15条 (全会員の100分の5以上が評議員会を開催を要求した場合) 理事長は随时評議員会を開催しなければならない。

#### 第16条 (会員総会) 理事会は会員総会を年に一回開催して会員に会務を報告すると共に、会員の自由な提案を受けなければならない。

#### 第17条 (会則変更) 本会則の変更是評議員会の議を経て通常会員・外国人留学生会員および国外会員の全会員の賛成による

## 第56回大会開催のお知らせと発表者募集

会員各位

陽春の候、会員各位におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本中国学会第56回大会は二松学舎大学が準備を担当し、本年10月9日（土）、10日（日）の両日に開催することになりました。

つきましては、下記の要領で研究発表者を募集いたしますので、奮って御応募くださいますようお願い申し上げます。

### 記

部会 一、哲学・思想 二、文学・語学

時間 発表 25分 質疑 10分

締切 6月末日（消印有効）

◎発表は、学術的研究の最新の成果で未公刊のものに限ります。発表御希望の方は、氏名（フリガナ・地区・所属）・発表部会を明記の上、印字した発表題目および

梗概（800字以内、テキスト形式のフロッピー添付）を、締切日までに大会準備会宛にお送りください。なお、執筆者による校正はありませんので、完全原稿でお願いいたします。応募者多数の場合は、やむを得ずお断りすることもございますので、御了承ください。

◎両日は学会シーズンで宿泊施設が混み合います。宿泊につきましては、各自お早めに御手配くださるようお願い申し上げます。

2004年4月

日本中国学会第56回大会準備会 代表 佐藤 保

〒102-8336 東京都千代田区三番町6-16

二松学舎大学中国文学共同研究室内

連絡先 TEL 03-3261-1390

FAX 03-3261-1395

二松学舎大学中国文学共同研究室

### ◎住所変更について

住所・所属機関等の変更は、速やかに事務局にご通知ください。通知は、書面またはFAXにてお願いします。振替用紙通信欄をご使用いただいて結構です。

### ◎「国内学会消息」の原稿について

『日本中国学会報』（第56集）に掲載する「国内学会消息」（2003年1月から12月）の原稿は、5月末までに、下記宛に郵送（フロッピー同封）、またはメールで送信願います。

〒739-8522 東広島市鏡山1-2-3  
広島大学文学研究科 富永一登 宛

メールアドレス ktomina@hiroshima-u.ac.jp  
TEL. 082-424-6676  
FAX. 082-424-6677

### 訃報

昨年度『学会便り』第2号発行以後、次の会員が逝去されました。

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。（敬称略）

小尾 邦一（中部） 福島 中郎（関東）  
國金 海二（関東）

### ◎事務局への問い合わせについて

書面もしくはFAXでお願いします。電話による問い合わせは行っておりませんので、ご注意ください。宛先は、日本中国学会事務局 〒113-0034 東京都文京区湯島1-4-25 斯文会館内／FAX：03-3251-4853です。